

年企発1019第1号
平成24年10月19日

地方厚生（支）局保険年金（年金）課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公 印 省 略)

「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」の一部改正について

東日本大震災に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長については、「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」（平成23年3月29日年企発0329第2号）により厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましい旨を示したところである。

今般、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第109号）が公布され、厚生年金保険料等の納付猶予及び納付の猶予の取消しの権限が、新たに地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任され、平成24年11月1日から施行されることに伴い、あらためて別添のとおり、「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」が定められたので、「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」の一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の基金の指導に特段の御配慮賜りたい。

記

「東北地方太平洋沖地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の掛金等の納付期限の延長等に係る事務処理に関する指導等について」の一部を次のように改正する。

第1の2(3)中、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成23年3月24日付年発第0324第4号）」を「厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成24年10月12日付年管発1012第9号）」に改める。

年管発1012第9号
平成24年10月12日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官



厚生年金保険料等の納付の猶予について

厚生年金保険料等の納付の猶予の取扱いについては、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」(平成23年3月24日年発0324第4号)及び「厚生年金保険料等の納付の猶予について」(平成23年5月30日年発0530第3号)にて通知したところであるが、平成24年7月31日に健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第109号)が公布され、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による保険料、児童手当法(昭和46年法律第73号)による拠出金、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(以下「保険料等」という。)について、保険料等の納付の猶予及び納付の猶予の取消しの権限が新たに地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任され、平成24年11月1日から施行されることに伴い、あらためて別添のとおり「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」を定めたので遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本要領の改正により、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」(平成23年3月24日年発0324第4号)、「厚生年金保険料等の納付の猶予について」(平成23年5月30日年発0530第3号)及び「厚生年金保険法第100条の10等の規定により日本年金機構に対して事務委託された際の登記嘱託の様式について」(平成23年12月14日年管管発1214第1号)については廃止する。

厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領

厚生労働省年金局事業管理課

—目次—

I	はじめに	3
II	災害による納付の猶予（国税通則法第46条第1項）	3
III	通常の納付の猶予（国税通則法第46条第2項）	7
IV	届出が遅延したことによる納付の猶予（国税通則法第46条第3項）	13
V	納付の猶予後における滞納処分等	15
VI	納付の猶予の申請手続	15
VII	納付の猶予の取消し又は猶予期間の短縮	21
VIII	納付の猶予の期間の延長	23
IX	納付の猶予の期間満了後の事務処理	25
X	延滞金の免除	28

別紙 申請様式等

I はじめに

厚生年金保険法第89条、健康保険法第183条、船員保険法第137条並びに児童手当法第22条第1項の規定により準用する国税通則法第46条に定める納付の猶予には、①納付義務者(厚生年金保険法第82条第2項、健康保険法第161条第2項、船員保険法第126条第1項並びに児童手当法第20条第1項に規定する者をいう。以下同じ。)が災害により、その財産につき相当な損失を受けた場合において、納期限未到来の一定の厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料、船員保険料並びに子ども手当に係る拠出金(以下「保険料等」という。)について認められる納付の猶予(国税通則法第46条第1項。以下「災害による納付の猶予」という。)、②納付義務者に、災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止をした等の事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付することができないときに認められる納付の猶予(国税通則法第46条第2項。以下「通常の納付の猶予」という。)及び③厚生年金保険法第27条、健康保険法第48条、船員保険法第24条に規定する届出(以下「厚年法第27条等による届出」という。)が遅延した場合において、納付義務者がその一定の保険料等を一時に納付することができない理由があるときに認められる納付の猶予(国税通則法第46条第3項。以下「届出が遅延した場合の納付の猶予」という。)の3種類がある。

この要領は、上記の納付の猶予における要件、金額、期間並びに納付の猶予後における滞納処分等について定めたものである。

II 災害による納付の猶予(国税通則法第46条第1項)

納付義務者が、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害(以下「災害」という。)により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後に納期限が到来する保険料等につき一時に納付することができないと認められる場合において、納付義務者の申請に基づき、その納期限から1年の範囲内で、その保険料等の全部又は一部の納付を猶予するものである。

1. 納付の猶予の要件

(1) 要件

納付の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。

- ① 財産に相当な損失を受けたこと。
- ② 損失を受けた日以後1年以内に納期限が到来するものかつ災害のやんだ日以前に納付義務が成立しているものであること。
- ③ 申請の日以前に納付すべき額が確定しているものであること。

(注1)「その他これらに類する災害」とは、財産の損失に直接因果関係を有するおおむね次の事実をいう。(国税通則法基本通達第46条第1項)

ア. 地すべり、噴火、干害、冷害、海流の激変その他の自然現象の異変による災害

イ. 火薬類の爆発、ガス爆発、鉱害、交通事故、天然ガスの採取等による地盤沈下その他の人為による異常な災害

ウ. 病害虫、鳥獣害その他の生物による異常な災害

(注2)「災害のやんだ日」とは、申請をした者等が納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復旧した日とするが、具体的には次による。

- ア. 災害により直接被災した場合には、災害が引続き発生するおそれなくなり、その復旧に着手できる状態になった日。
- イ. 交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日。
- ウ. 被災地域が広範囲にわたることなどから、納期限の延長がなされた場合には、その延長後の期日を定める基となる「災害のやんだ日」を納付の猶予における「災害のやんだ日」として取り扱っても差し支えないものとする。

(2) 納付の猶予の基準及び猶予する期間

次表のいずれかに該当する場合には、相当な損失を受けたものとして、納付の猶予を認めるものとする。

また、納付の猶予をする期間は、猶予を受けようとする月の保険料等の納期限の翌日を起算日として1年以内とするが、具体的には次表によるものとする。

法人の場合

区 分	被災の程度	猶予期間	備 考
1. 全財産で判定する場合	全財産の価額に占める災害による損失の割合がおおむね20%から50%までの場合	8ヶ月	納付義務者の全財産とは、災害を受ける前の直近の決算書の貸借対照表の資産の合計額とする。また、損失の額とは財産の評価額及び付随する諸費用等その他実態を踏まえた額とする。
	全財産の価額に占める災害による損失の割合が50%を超える場合	1年	
2. 重要な財産で判定する場合（基準の特例）			
(1) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が20%から50%までの場合	8ヵ月	
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が50%を超える場合	1年	
(2) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%を超える場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が10%から25%までの場合	8ヶ月	
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が25%を超える場合	1年	

(注) 保険金又は損害賠償金その他に類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた金額は、上記の損失の額から控除する。

個人の場合

区 分	被 災 の 程 度	猶 予 期 間	備 考	
1. 全財産で判定する場合	全財産の価額に占める災害による損失の額のおおむね20%から50%までの場合	8ヶ月		
	全財産の価額に占める災害による損失の額のおおむね50%を超える場合	1年		
2. 重要な財産で判定する場合（基準の特例）				
1 住宅の損壊 この住宅には、住宅と同一の場所にある自己の事務所、工場及び納屋等（貸家を除く。）を含むものとする。	(1) 全壊（全流失） 全壊とは、倒壊し、又は外形上大破して改築しなければ居住等ができないような状態をいうが、住宅の被災がおおむね50%を超える場合をいう。	1年	床下浸水の場合で、その原状回復までに相当の手数と経費を必要とする場合は、2か月。	
	(2) 半壊 半壊とは、はなはだしく被災したが、補修すれば再び使用できる状態をいい、住宅の被災がおおむね20%から50%までの場合をいう。	8か月		
	(3) 床上浸水	4か月		
	(4) 床下浸水	—		
	2 家財の流失、き損	(1) 全損 全損とは、家財の被災がおおむね50%を超える場合をいう。		8か月
		(2) 半損 半損とは、家財の被災がおおむね20%から50%までの場合をいう。		4か月

<p>3 田、畑の流失又は埋没等（農業用機械器具の流失、き損等を含む。）</p>	<p>(1) 全損 全損とは、田、畑及び農業用機械器具の被災がおおむね50%を超える場合をいう。</p> <p>(2) 半損 半損とは、田、畑及び農業用機械器具の被災がおおむね20%から50%までの場合をいう。</p>	<p>1 年</p> <p>8 か月</p>	<p>農作物等の生産により、この生計の50%以上を維持している場合に限るものとし、それによる生計の維持が50%未満であるときは、その生計の維持割合に2を乗じて得たものを左の猶予期間に乗じて計算した月数（1か月未満の端数は1か月とする。）の期間に短縮する（(2)についても同様とする。）。</p>
<p>4 農作物の冠水、倒伏及び流失等</p>	<p>(1) 全損 全損とは、農作物等のその年中の減収の見込みがおおむね50%を超える場合をいう。</p> <p>(2) 半損 半損とは、農作物等のその年中の減収見込みがおおむね20%から50%までの場合をいう。</p>	<p>8 か月</p> <p>4 か月</p>	<p>被災区分3の(1)の備考と同じ。</p>
<p>5 上記以外の固定資産及びたな卸資産の流失、き損等（このたな卸資産には、製品、半製品、養殖真珠、かき、のり等を含むものとする。）</p>	<p>(1) 全損 全損とは、固定資産及びたな卸資産の被災がおおむね50%を超える場合をいう。</p> <p>(2) 半損 半損とは、固定資産及びたな卸資産の被災がおおむね20%から50%までの場合をいう。</p>	<p>1 年</p> <p>8 か月</p>	<p>営業者等でその営業等により生ずる収入により、その生計の50%以上を維持している場合に限るものとし、それによる生計の維持が50%未満であるときは、その生計の維持割合に2を乗じて得たものを左の猶予期間に乗じて計算した月数（1か月未満の端数は1か月とする。）の期間に短縮する（(2)についても同様とする。）。</p>

(注) 保険金又は損害賠償金その他に類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた金額は上記の損失の額から控除する。

(3) 納期限の延長と納付の猶予の関係等

国税通則法第11条による納期限の延長と本要領による納付の猶予とは同一の災害につき重複して適用することを妨げるものではないことから、納期限の延長が認められた厚生年金保険料等について、さらに納付の猶予を認めることができることに留意する。

(注) 具体的な事例は次の通り

災害により損失を受けた日	3月1日
災害のやんだ日	5月1日
延長後の納期限	7月1日
納付の猶予の申請期限	7月1日

※災害による猶予期間は7月2日から1年以内となる。

また、災害による納付の猶予の期間が満了した時点において、納付義務者が災害に起因して、猶予に係る保険料等の全額又は一部を納付することができないときは、国税通則法第46条第2項による「通常の納付の猶予」を受けることができる。

III 通常の納付の猶予(国税通則法第46条第2項)

納付義務者が、災害を受け、若しくは病気にかかり、又は事業の休廃止等をした等の事実(以下「猶予該当事実」という。)があり、猶予該当事実に基づき、納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合において、納付義務者の申請に基づき、その納付困難な金額を限度として、1年の範囲内で納付を猶予するものである。

1. 納付の猶予の要件

(1) 要件

納付の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。

- ① 納付義務者に猶予該当事実があること。
- ② 猶予該当事実に基づき、納付義務者がその納付すべき保険料等(納期限を経過した保険料等に限る。)を一時に納付することができないと認められること。
- ③ 納付義務者から納付の猶予の申請書が提出されていること。
- ④ 「災害による納付の猶予」の適用を受ける場合ではないこと。
- ⑤ 原則として、納付の猶予の申請にかかる保険料等の額に相当する担保の提供があること。

(2) 納付の猶予を受けられる者

納付の猶予を受けられる者は、納付義務者、第二次納付義務者及び保険料等の納付の保証人とする。

(3) 猶予該当事実

「猶予該当事実」とは、次に掲げる事実をいう。

- ① 納付義務者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。(通則法第46条第2項第1号)

「その他の災害」とは、おおむね次に掲げる事実をいう。

- ア. 地すべり、噴火、干害、冷害、海流の激変その他の自然現象の異変による災害
 - イ. 火薬類の爆発、ガス爆発、鉱害、交通事故、天然ガス採取等による地盤沈下その他の人為による異常な災害
 - ウ. 病虫害、鳥獣害その他の生物による異常な災害
- ② 納付義務者(国、地方公共団体及び法人の事業所、事務所以外の事業所、事務所に限るものとし、納付義務者と生計を同一にする親族を含む。)が病気にかかり、又は負傷したこと。(通則法第46条第2項第2号)
- ③ 納付義務者がある事業を廃止し、又は休止したこと。(通則法第46条第2項第3号)
「事業を廃止し、又は休止した」とは、法令の規定、公共事業の施行又は業績の著しい悪化等のやむを得ない理由により、事業の全部又は一部を廃止(転業したものを含む。)又は休止したと認められることをいうものとする。
- ④ 納付義務者がある事業につき著しい損失を受けたこと。(通則法第46条第2項第4号)
「事業につき著しい損失を受けた」とは、調査日(納付の猶予の始期の前日をいう。)前1年間(以下「調査期間」という。)の損益計算において、調査期間の直前の1年間(「基準期間」という。)の利益金額の2分の1を超えて損失が生じていると認められる場合をいうものとする。
なお、利益金額又は損失金額の算定は、納付義務者が帳簿等を備えていない場合又は帳簿等による調査が困難である場合には、納付義務者からの聞き取りを中心とする等その状況に応じ、妥当と認められる方法により行うものとする。(基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失金額が基準期間の損失金額を超えているとき。)
- ⑤ 上記①から④の一に該当する事実と類する次のような事実があったこと。(通則法第46条第2項第5号)
- ア. 詐欺、横領等があったことにより財産を喪失したこと。
 - イ. 交通事故の損害賠償(使用者責任による場合を含む。)をしたこと。
 - ウ. 公害の損害補償をしたこと。
 - エ. 納付義務者の取引先等である債務者について、おおむね次に掲げる理由が生じたため、その債務者に対する売掛金等(売掛金のほか、前渡金、貸付金その他これらに準ずる債権を含み、また、これらの債権について受領した受取手形のうち割引かれていない部分の金額及び割引かれているものであっても不渡り等のため買戻しの対象となったものを含む。以下同じ。)の回収が不能又は著しく困難になったと認められること。(従前に比べて決済に要する期間が長期化したと認められる場合を含む。)
 - a. 居所不明又は無財産になったこと
 - b. 事業の不振又は失敗により休業に至ったこと
 - c. 企業担保権の実行手続の開始決定があったこと
 - d. 破産手続開始決定を受けたこと
 - e. 特別清算の開始決定があったこと
 - f. 法律の定めによる整理手続によらないが、債権者集会の協議による債権整理の決定があったこと
 - g. 手形交換所において取引停止処分を受けたこと

- h. 災害、盗難、詐欺、横領により財産の大部分の喪失があったこと
 - i. 会社更生手続の開始があったこと
 - j. 民事再生法の適用を受けたこと
- オ. 下請企業である納付義務者が、親会社からの発注の減少等の影響を受けたこと、その他納付義務者が市場の悪化等その責めに帰すことができないやむを得ない事由により、従前に比べ事業の操業度の低下又は売上の減少等の影響を受けたこと。

(4) 猶予該当事実と納付困難との関係

- ① 「猶予該当事実に基づき納付することができない」とは、納付義務者に上記(3)に掲げる事実があったことにより、資金の支出又は損失があり、その資金の支出又は損失のあることが保険料等を一時に納付することができない原因となっていることをいう。
- ② 「保険料等を一時に納付することができない」(以下「納付困難」という。)とは、納付義務者に納付すべき保険料等の全額を一時に納付する資金がないこと、又は資金があっても、それによって一時に納付した場合には、事業の継続に著しい支障が生ずると認められることをいう。この場合において、納付困難であるかどうかは、別添「納付能力調査実施要領」の現在納付能力調査に基づき判定するものであること。

(5) 災害による納付の猶予との関係

「災害による納付の猶予」を受けている納付義務者が被害に起因して、その納付の猶予期間内に当該猶予に係る保険料等の金額の全部又は一部を納付することができないと認められるときは、通常の納付の猶予を受けることができる。

(6) 担保の提供及び徴取

① 担保を徴する場合

納付の猶予をする場合には、後記②に掲げる場合を除き、納付の猶予に係る保険料等の額に相当する担保を徴取しなければならない。

この場合において、納付の猶予に係る保険料等について、滞納処分により差押えた財産があるときは、その担保の額は、納付の猶予をする保険料等の額から差押えた財産の価額(当該財産のうち、保険料等への充当見込み額に限る。)を控除した額を限度とする。

② 担保を徴しないことができる場合

次のいずれかに該当する場合には、担保を徴しないこととして差支えない。

ア. 納付の猶予の申請に係る保険料等の額が50万円以下である場合

イ. 担保を徴することができない特別の事情がある場合

「担保を徴することができない特別の事情がある場合」とは、概ね次に掲げる場合をいう。

a. 通則法第50条各号(担保の種類)に掲げる担保がない場合

例: 国債及び地方債、社債、土地、建物等不動産、財回債権、保証人等

b. 担保を徴することにより、事業の継続等に著しい支障を与えると認められる場合

ウ. 納付委託に係る有価証券の提供により、納付の猶予に係る保険料等につき担保の提供の必要がないと認められる場合

「必要がないと認められる場合」とは、納付委託を受けた証券の取立てが最近において特に確実であって、不渡りとなる恐れが全くないため、委託に係る保険料等が確実に徴収できると認められるとき等をいうものとする。

(注) この場合における、「最近」とは、納付委託を受ける日前概ね6ヶ月以内をいうものとする。

③ 担保の種類

ア. 土地

イ. 建物、立木、登記される船舶、登録を受けた飛行機、回転翼航空機、自動車並びに登記を受けた建設機械で保険に付したもの

(注1) 保険には、保険料又は共済掛金が月払いのものは含まれない。

(注2) 担保財産に付すべき保険の金額は、その担保される保険料等の額を下回ってはならないものとする。

ウ. 保証人の保証(金融機関その他の保証債務を果たすための資力が十分であると認められる者等であって、その者の財産及び収入の状況等を総合的に勘案し、その者に対して滞納処分を執行した場合に、保証に係る保険料等の全額を徴収することが可能であると認められるかどうかの観点に立って判断するものとする。)

エ. 上記アからイ以外で担保として確実なもの

(例)

- ・ 国債及び地方債
- ・ 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)、財団財産

2. 納付の猶予をする金額

(1) 納付の猶予をする金額及びその調査

納付の猶予をする金額は、猶予該当事実に基づく支出又は損失の合計額(現在納付能力調査によって判定した納付困難と認められる金額がその金額を下回る場合には、当該納付困難と認められる金額)を限度とする。このため、納付の猶予の申請があった場合には、調査日現在における猶予該当事実に基づく支出又は損失金額(以下「猶予該当資金」という。)を把握するための調査を行うものとする。

なお、調査日現在における調査が困難な場合には、適宜調査日現在の状況を推定して差し支えない。

また、納付義務者が帳簿等を備えていないなど帳簿等の調査が困難な場合には、納付義務者から聞き取りを行うなどの方法によって行うものとする。

(2) 猶予該当資金の範囲

① 共通事項

ア. 猶予該当資金は、原則として猶予該当事実が発生した日から調査日までの期間におけるものを認めるものとする。

イ. 後記②に掲げるもののほか、猶予該当事実があったことにより、事業の全部又は一部の休止を余儀なくされた場合には、当該休止に伴い減少したと認められる利益の額に相当する金額を認めるものとする。この場合には、後記②において猶予該当事実ごとに掲げてある個々の資金の支出又は損失金額と重複して計算しないものとする。

また、猶予該当資金のうち、通則法第46条第2項各号の2つ以上の事由に該当するものがある場合には、それぞれの金額を重複して計算することのないよう取り扱うものとする。この場合において、いずれの事実に関連するものとして取り扱うかについては、納付義務者に有利になるよう措置するものとする。

ウ. 猶予該当事実に基づき、調査日までに受領した保険金、補償金、賠償金等がある場合には、その受領した金額を資金の支出又は損失金額から控除する。

ただし、納付義務者が請求することのできる保険金、補償金、賠償金等で調査日までに受領していないものについては、猶予該当資金からは控除しないものとする。

エ. 調査の結果、猶予該当資金がある場合には、その資金の額が前記1の(4)の納付困難の原因となっているものとして取り扱う。

② 猶予該当事実ごとの猶予該当資金の範囲

猶予該当資金として認められる範囲は次のとおりとする。

ア. 納付義務者が、その財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかった場合の猶予該当資金は、災害又は盗難に基づく現実の損失金額の合計額とし、次により計算するものとする。

a. 災害又は盗難を受けた財産が流動資産である場合には、その災害又は盗難による損失金額、例えば、災害を受けた商品の災害時における再仕入価額又は製造原価に相当する金額とする。ただし、対象となる商品が膨大である等のため、これによりがたい場合には、災害又は盗難を受けた時期に近接する時期の財務諸表等に計上されている価額を参考とすること。

b. 災害又は盗難を受けた財産が固定資産である場合には、その財産を原状回復するために必要な復旧費の金額又は代替財産を取得するために調査日までに支出した金額及び調査日後支出する見込みの金額とする。

c. 災害又は盗難に基づいて出費を余儀なくされるもので、例えば災害を受けた財産の取り壊し費、整理費及び消防費等の出費がある場合には、間接的な損失金額として認めるものとする。

d. 猶予該当事実が調査日から1年以上前にあり、それに伴って調査日から1年以上前に現実に支出した金額があるときは、その金額が借入れによって調達されたことが確認される場合であって、かつ、その借入金が調査日前1年以内に返済され、又は調査日後返済され若しくは返済される見込みの場合に限り、その返済された、又は返済見込みの金額だけを認めるものとする。

イ. 納付義務者等が病気にかかり、又は負傷した場合の猶予該当資金は、病気又は負傷に要する医療費及び病気又は負傷があったことにより支出を余儀なくされる費用で、調査日までに支出した金額及び調査日後支出する見込みの金額のうち申請に係る納付の猶予

の期間中に支出される見込みの金額とする。

ただし、病気又は負傷が調査日から1年以上前にあり、それに伴って調査日から1年以上前に現実に支払った金額がある場合には、前記アのdに準じて取り扱う。

ウ. 納付義務者がその事業を廃止し、又は休止した場合の猶予該当資金は、事業の廃止又は休止に基づく概ね次に掲げる金額(調査日前1年以内のものに限る。)とする。

なお、調査日後支出する見込みの金額がある場合には、その金額のうち申請に係る納付の猶予期間中に支出する見込みの金額を猶予該当資金として取り扱うものとする。

- a. 在庫品の投売等原価を割って売却した場合は、その損失金額
- b. 機械、設備等を廃棄又は処分した場合は、その損失金額
- c. 売掛金等で回収困難となった金額
- d. 従業員を解雇又は一時帰休させるために支払った退職金又は一時手当等の金額
- e. 転業等のためのやむを得ない支出

エ. 納付義務者がその事業につき著しい損失を受けた場合の猶予該当資金は、前記1の(3)の④に掲げる「事業につき著しい損失を受けたこと」による事実の判定方法に応じ、当該著しい損失に当たるかどうかの認定基準とした金額を超えた部分の損失の額に相当する金額とする。

オ. 納付義務者に災害、盗難又は病気、負傷に類する事実があった場合の猶予該当資金は、その事実に応じて生じた支出又は損失金額について、前記ア又はイに準じて算定する。

なお、売掛金等の回収が不能又は著しく困難になった場合については、調査日における当該不良売掛金等の金額から、調査日における総売掛金等の金額の100分の5相当額を控除した残額に相当する金額とする。

カ. 下請企業である納付義務者が、親会社からの発注の減少等の影響を受けたこと、その他納付義務者が市場の悪化等その責めに帰すことができないやむを得ない事由により、従前に比べ事業の操業度の低下又は売上減少等の影響を受けた場合の猶予該当資金は、当該減少した売上金額等に見合う売上総利益に相当する金額とする。

3. 納付の猶予をする期間

(1) 猶予期間

納付の猶予をする期間は、1年以内で、納付の猶予の対象となる保険料等を納付することができると認められる最短期間とする。

この場合における猶予期間の始期は、納付の猶予の申請書に記載された日とするが、その日が不相当と認めるときは、別にその始期を指定することができるものとする。

また、具体的な猶予期間及び猶予期間中における毎月の納付予定金額等については、別添「納付能力調査実施要領」の見込納付能力調査の結果に基づくものとする。なお、猶予期間の始期は、猶予該当事実が生じた日前に遡ることができない。

(2) 1年以内に完結が見込めない場合の取扱い

納付能力調査の結果、納付の猶予をしようとする保険料等の完納までに要する期間が1年を超えると認められる場合において、納付義務者の資力の状況等から判断し、納付の猶予をすることにより徴収上著しい支障を来すおそれがないと認められるときは、1年間について納付の猶予を行うものとする。

(注) 上記により納付の猶予をする場合には、その納付が1年を超える部分の保険料等は、猶予期間の最終日に納付予定としておくものとする。

(3) 猶予期間の延長

猶予期間の延長については、後記Ⅷに定めるところによる。

IV 届出が遅延したことによる納付の猶予(国税通則法第46条第3項)

厚年法第27条等による届出が遅延したことにより遡及した月分に係る保険料等の納付義務が発生し、遡及した各月分の保険料等の法定納期限の翌日から起算して1年を経過した月分の保険料等について、一時に納付することができないと認められるときに納付義務者の申請に基づき、その納付困難な金額を限度として、1年の範囲内で保険料等の納付を猶予するものである。

1. 納付の猶予の要件

(1) 要件

届出が遅延したことによる納付の猶予を認めることができるのは、次に掲げる要件のすべてに該当する場合である。

- ① 納付義務者に厚年法第27条等による届出が遅延したことにより遡及した月分の保険料等の納付義務が発生し、遡及した各月分の保険料等の法定納期限の翌日から起算して1年を経過した日以後に納入告知書の送達があった場合における当該遡及した月分の保険料等があること。

(例) 新規適用届、資格取得届が遡及して届出がなされた場合

新規適用届、資格取得届の届出日 平成23年1月15日

新規適用年月日、資格取得年月日 平成21年1月1日

保険料等の納入告知書の送達日 平成23年2月20日

猶予が認められる保険料等月 平成21年1月分から12月分の保険料等

- ② 納付義務者がその納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められること。
- ③ 納付義務者から保険料等の納期限(当該保険料等の納入告知書の納付期限)までに納付の猶予の申請書が提出されていること。

(注) 納付の猶予の申請書が納期限までに提出されなかったことについて、地方厚生(支)局長がやむを得ない理由があると認める場合には、納期限後に当該申請書が提出されたときにおいても、納付の猶予を認めることができる。この場合における「やむを得ない理由」とは、納付の猶予を納期限までに提出できなかった理由が、震災、風水害等による災害、交通事故等人為による異常な災害があったことその他納付義務者の責めに帰すことができないと認められるやむを得ない理由をいう。

- ④ 原則として、納付の猶予の申請にかかる保険料等の額に相当する担保の提供があること。

(2) 納付の猶予を受けることができる者

届出が遅延したことによる納付の猶予を受けることができる者は、納付義務者とする。

(3) 納付困難

「保険料等を一時に納付することができない」(以下「納付困難」という。)とは、納付義務者に納付すべき保険料等の全額を一時に納付する資金が無いこと、又は資金があっても、それによって一時に納付した場合には、納付義務者の事業の継続又は生活の維持に著しい支障が生ずると認められることをいう。この場合において、納付困難であるかどうかは、別添「納付能力調査実施要領」の現在納付能力調査に基づき判定するものとする。

また、納付困難な金額の判定に当たっては、資格取得届等の届出が遅延したこととの因果関係を考慮する必要はないことに留意する。

(4) 担保の提供及び徴取

担保の提供及び徴取については、Ⅲの1の(6)と同様である。

2. 納付の猶予をする金額

納付の猶予をする金額は、調査日現在において納付困難と認められる金額とする。(前記1の(3)「納付困難」参照。)

3. 納付の猶予をする期間

(1) 猶予期間

納付の猶予をする期間は、1年以内で、納付の猶予の対象となる保険料等を納付することができると認められる最短期間とする。この場合における猶予期間の始期は、納付の猶予を受けようとする保険料等の納期限の翌日とする。

また、具体的な猶予期間及び猶予期間中における毎月の納付予定金額等については、別添「納付能力調査実施要領」の見込納付能力調査の結果に基づくものとする。

(2) 1年以内に完結が見込めない場合の取扱い

見込納付能力調査の結果、納付の猶予をしようとする保険料等の完納までに要する期間が1年を超えると認められる場合において、納付義務者の資力の状況等から判断し、納付の猶予をすることにより徴収上著しい支障を来すおそれがないと認められるときは、1年間について納付の猶予を行うものとする。

(注) 上記により納付の猶予をする場合には、その納付が1年を超える部分の保険料等は、猶予期間の最終日に納付予定としておくものとする。

(3) 猶予期間の延長

猶予期間の延長については、後記Ⅷに定めるところによる。

V 納付の猶予後における滞納処分等

1. 督促及び滞納処分の禁止

納付の猶予の期間中は、その猶予に係る保険料等について、新たに督促及び滞納処分をすることができない。

ただし、交付要求(参加差押書による交付要求を除く。)は、猶予期間中であってもすることができるものであること。

2. 滞納処分の禁止の例外

納付の猶予に係る保険料等につき差押をした財産のうち、天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは第三債務者等のある無体財産権等があるときは、その取得した天然果実又は第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭以外のものにつき、滞納処分を執行し、その換価代金等をその猶予にかかる保険料等に充てることができる。

なお、第三債務者等が任意に履行しない場合においては、第三債務者等に対して、支払い命令の申立て、強制執行等による強制的な履行は猶予期間中、原則として行わないものとする。

3. 差押えの解除

納付の猶予をした場合において、その猶予に係る保険料等につき、既に滞納処分により差押えた財産があるときは、その納付義務者の申請に基づき、差押えを解除することができる。

差押えを解除することができるのは、概ね次に掲げる場合である。

- (1) 担保の価額と差押財産の処分予定価額との合計額が納付の猶予に係る保険料等の金額を著しく超過することとなった場合
- (2) 差押えを継続することにより、納付義務者の事業等の継続又は生活の維持に著しい支障があると認められる場合
- (3) 納付委託に係る有価証券の提供により、納付の猶予に係る保険料等の徴収が確実であると認められる場合
- (4) 納付の猶予に係る保険料等の額が比較的少額で、かつ、納付義務者の誠意及び資力の状況等から判断して、差押えを解除することとしても徴収上支障がないことが明らかであると認められる場合

4. 時効の停止

納付の猶予に係る保険料等の徴収権の時効は、その猶予がなされている期間内は進行しない。

VI 納付の猶予の申請手続き

納付義務者が納付の猶予を受けようとする場合には、所要の事項を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書」(猶予様式第1-1号又は1-2号)を年金事務所に提出し、日本年金機構ブロック本部(以下「ブロック本部」という。)を経由して地方厚生(支)局長に申請する。

1. 申請書の記載事項及び添付書類

猶予の種別ごとの申請書の記載事項及び添付書類は次による。

(1) 災害による納付の猶予

① 申請期限

納付義務者が災害による納付の猶予を受けようとする場合は、納付の猶予を受けようとする保険料等の納入の告知がされた日以降、災害のやんだ日の翌日から2ヶ月以内に申請する。

猶予の申請は、毎月の保険料等の確定の都度行うこととなるが、納付義務者の負担を軽減するため、十分な配慮を行うものとする。

② 記載事項

ア. 災害を受けた期間

イ. 保険料等の年度、月分、納期限、科目及び保険料等の額

ウ. イの保険料等のうち納付の猶予を受けようとする金額

エ. 納付の猶予を受けようとする期間

オ. 納付の猶予を受けようとする理由(例: ●●地震による被害等)

ただし、上記アについて、災害がやんでいない状況においては、損失を受けた日のみを記載することで足りるものとする。

なお、上記イについては、納入告知額通知書等の写しを添付することにより申請書への記載を省略することができる。また、ウについても納付の猶予を受けようとする金額が保険料等の全額である場合も同様とする。

③ 申請書の添付書類

ア. 市町村長等が発行する公的な被災等証明書等

イ. 猶予様式第1-1号別紙「被災明細書」

ウ. 直近分の決算書

(注1) 被災の状況により、添付書類の添付に時間を要する場合は、取りあえず、「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書」だけを提出し、後日添付書類を提出しても差し支えないものとする。

(注2) 同一の災害に起因した2回目以降の申請の場合には、被災等証明書、直近分の決算書の添付を省略することができる。

また、損失割合に変動のない場合は、上記に加え被災明細書の添付も省略をすることができる。

④ 担保の徴取及び納付能力調査

災害等による納付の猶予については、担保を必要としない。

また、納付能力調査は要しない。

(2) 通常の納付の猶予及び届出が遅延したことによる納付の猶予

① 申請期限

ア. 通常の納付の猶予については申請期限はなく、随時申請は可能。

ただし、猶予の期間の始期は、原則として申請日とする。

- イ. 納付義務者は届出が遅延したことによる猶予を受けようとする場合は、納付の猶予を受けようとする保険料等の納入の告知がされた日以降、納期限までに申請する。

② 記載事項

- ア. 保険料等の年度、月分、納期限、科目及び保険料等の金額
- イ. アの保険料等のうち納付の猶予を受けようとする金額
- ウ. 納付の猶予を受けようとする期間
- エ. 納付の猶予を受けようとする理由
- オ. 猶予期間中における納付計画
- カ. 猶予を受けようとする金額が50万円を越える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)、その他担保に関して参考となるべき事項又は担保を提供することができない特別の事情

③ 申請書の添付書類

- ア. 担保提供書(猶予様式第7号)
- イ. 保証人の場合は保証人による納付保証書(猶予様式第8号)
- ウ. 納付能力調査のため必要となる帳簿類の写し
(例:決算書、総勘定元帳、毎月の資金繰表等)
- エ. 「届出が遅延したことによる納付の猶予」の申請をやむを得ない理由により、その保険料等の納期限後に行う場合には、その理由書
- オ. 不動産を担保とする場合は、不動産登記簿謄本、印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの)、抵当権設定登記承諾書(猶予様式第17号)及び登記原因証明情報(猶予様式第18号)

2. 納付の猶予の申請があった場合の事務処理

(1) 申請書の審査等

年金事務所長は申請書を受付した場合には、速やかに記載内容及び添付書類を確認し、通常の納付の猶予及び届出が遅延したことによる納付の猶予については、別添「納付能力調査実施要領」により現在納付能力調査及び見込納付能力調査を行う。

年金事務所長は、納付能力調査の調査結果及びこれまでの納付督促の経緯等を総合的に勘案し、納付の猶予の申請についての所見を点検表に記載し、申請書、添付資料、滞納処分票の写し及び保険料収納状況照会回答票(届書コード 060-1)等参考となる資料を添えて、ブロック本部へ送付する。

なお、申請書の写しを作成し滞納処分票に挟み込むなどの方法により保管しておくこと。

ブロック本部は、申請書等の内容確認等を行い、地方厚生(支)局へ送付する。

(2) 納付の猶予の審査結果の納付義務者への通知

- ① 地方厚生(支)局は、納付の猶予を許可した場合には、猶予に係る保険料等の年度、科目、猶予する金額、猶予する期間等を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書」(猶予様式第2-1号又は2-2号)をブロック本部を経由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し、オンラインシステムへの入力等必要な処理を行った上で納付義務者に通知する。

なお、上記の通知は、保証人及び担保財産の権利者(納付義務者を除く。)にも通知するものとする。

- ② また、猶予が不許可となった場合には、「厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書」(猶予様式第3-1号又は3-2号)がブロック本部を經由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し納付義務者に通知する。
- ③ 「厚生年金保険料等納付の猶予許可(不許可)通知書」は、写を作成し申請書の写とあわせて滞納処分票に挟み込むなどの方法により保管しておくこと。

(3) 納付の猶予整理簿への記載

年金事務所は、申請のあったすべてについて「納付の猶予整理簿」(猶予様式第4号)に記載し進捗管理する。

なお、通常の納付の猶予及び届出が遅延したことによる納付の猶予について、1年以内に完納が見込めないため猶予期間の最終日に完納予定として納付の猶予をした事案については、後記Ⅷの1の(2)において、延長の適否に係る調査を行うこととしているので、猶予整理簿の備考欄にその旨を記載しておくこと。

(4) 担保の提供及び徴取手続き(通常の納付の猶予及び届出が遅延したことによる納付の猶予に限る)

- ① 担保の提供は、地方厚生(支)局長に対してなされるものであるが、担保の徴取手続き及び管理は、年金事務所長が行う。年金事務所長は、担保及び関係書類を徴取した場合には、「担保整理簿」(猶予様式第5号)に記載し、その事蹟を明らかにしておくものとする。

なお、土地、建物等(以下、「不動産等」という。)の登記が必要な場合については、「厚生年金保険料等の猶予許可通知書」の到達をもって、登記等の保全手続きを行う。

また、不動産等に抵当権の登記が完了した場合には、速やかに「担保徴取手続完了報告書」(猶予様式第6号)により、ブロック本部を經由して地方厚生(支)局長に報告するものとする。

- ② 担保の徴取にあたっては、次に留意するものとする。
 - ア. 担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから、提供させるものとする。
 - イ. 担保は、その担保に係る保険料等が完納されるまでの延滞金及び担保の処分に要する費用をも十分に担保できる価額のものでなければならない。
- ③ 担保の評価は、担保の種類に応じ、次により行なうものとするが、当該財産上に既に担保権が設定されているときは、その被担保債権の額を控除する。

なお、担保の価額を評価する場合における時価は、客観的な市場価格による。ただし、徴収上弊害がないと認められるときは、相続税若しくは固定資産税の課税標準となる評価額又は最近における財務諸表に計上されている価額等を参考として、推定するものとする。

- ア. 不動産等(建物等については、保険に付されたもの。)

不動産等については、時価の7割以内において担保提供期間中の予想される価値の減耗等を考慮した金額とする。

(注1)「建物等」とは次に掲げるものを言う。

- ①建物②立木③登記される船舶④登録を受けた飛行機⑤登録を受けた回転翼航空機
⑥登録を受けた自動車⑦登記を受けた建設機械

(注2) 質権設定に記載する質権者は、(厚生(支)局所在地)〇〇県〇〇市〇〇町XX-XX
-XX 国 代表者 〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 と表記する。(厚生(支)局長名は当
該質権設定時点の局長名とする。)

イ. 国債

国債の額面金額(証券が発行されていない場合は、登録金額)とする。ただし、割引の方法によって発行された国債で、担保として提供する日から5年以内に償還期限の到来しないものは、当該国債の発行価額と額面価額との差額を発行の日から償還の日までの年数(1年未満の端数は切捨てる。)をもって除して得た金額に発行の日から担保として提供するまでの年数(1年未満の端数は切捨てる。)に4を加えた数を乗じて算出した金額をその発行価額に加算した金額とする。

ウ. 地方債、社債その他の有価証券

地方債、社債その他の有価証券については、時価の8割以内において担保の提供期間中に予想される価額変動を考慮した金額とする。

④ 担保の種類ごとの徴取手続きは、次によるものとする。

ア. 担保の徴取にあたっては、後記イに掲げる担保の種類に応じて提出を要する書面のほか、次の書類を併せて提出させるものとする。

- a. 「担保提供書」(猶予様式第7号)
- b. 第三者の所有財産を担保とする場合には、担保を提供することについてのその第三者の承諾の文言が記載されている担保提供書及び印鑑証明書
- c. 担保が、法人の所有物である場合には、代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書

イ. 担保の種類に応じて提出を要する書面は次による

- a. 国債、地方債、社債及びその他の有価証券(後記bに掲げるものを除く。)については、納付義務者に国債、地方債及びその他の有価証券を供託させ、その供託書正本を担保提供書に添付して提出させる。

なお、納付義務者が上記の証券を供託する場合の手続は、次のとおりである。

- ・ 納付義務者は、供託書正副2通を作成し、供託所に提出し、供託官から供託を受理する旨等を記載した供託書正本及び供託有価証券寄託書の交付を受ける。
- ・ 納付義務者は、供託官から交付を受けた上記の書類に、供託有価証券を添えて日本銀行に納入し、日本銀行から供託物を受入れた旨を記載した供託書正本の返還を受ける。

(注1) 供託は、なるべく担保の提供を受けるべき年金事務所の所在地にある供託所にさせるものとする。

(注2) 供託書に記載する供託先は、(厚生(支)局所在地)〇〇県〇〇市〇〇町XX-XX-XX
国 代表者 〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇 と表記する。(厚生(支)局長名は当該供託時点

の局長名とする。)

- b. 登録国債、登録地方債及び登録社債については、納付義務者に、登録した機関から交付を受けた登録国債担保権登録済通知書又は担保権登録済証を担保提供書に添付して提出させる。
- c. 不動産等については、所有者に抵当権設定登記承諾書及び印鑑証明書等の必要書類を提出させる。

抵当権設定登記にあたって、年金事務所長は、登記嘱託書(抵当権設定用)(猶予様式第20号)に登記原因証明情報(登記用)(猶予様式第18号)、納付猶予許可通知書(原本証明したもの)、抵当権設定登記承諾書(印鑑証明付)(猶予様式第17号)を添付の上、該当の法務局に嘱託を行うこと。

なお、登記原因証明情報は、地方厚生(支)局長の証明が必要なことから、抵当権設定登記を行う猶予申請については、納付猶予申請書を提出する際に登記原因証明情報を添付し申請すること。地方厚生(支)局は、内容を確認し登記原因証明情報の日付を記入のうえ押印し、納付猶予許可通知書と併せて送付すること。

また、抵当権抹消登記にあたっては、登記原因証明発行依頼(猶予様式第22号)に登記原因証明情報(抹消用)(猶予様式第19号)を添付して、ブロック本部を經由して地方厚生(支)局に送付すること。地方厚生(支)局は内容を確認し登記原因証明情報(抹消用)に日付を記入・押印し送付するので、年金事務所においては、登記嘱託書(抵当権抹消用)(猶予様式第21号)に登記原因証明情報(抹消用)を添付のうえ、該当の法務局に嘱託を行うこと。

- d. 保証人の保証については、保証人が作成した「納付保証書」(猶予様式第8号)を提出させる。なお、納付保証書には、個人保証の場合には直近の所得証明書、印鑑証明書、財産目録書、法人による保証にあつては、直近の決算書及び代表者の資格を証する書面及び印鑑証明書を添付させる。

(注)納付保証書には印紙税法第7条に定める所定の金額の印紙税が課せられることに留意する。

- e. 担保に付されている保険については、その保険金請求権に対して質権を設定するものとする。

(注)保険料または共済掛金が月払いのものは除く。

⑤ 担保の変更等

ア. 年金事務所長は、提供された担保では納付の猶予に係る保険料等の納付を担保することができないと認められるときは、その担保を提供した納付義務者に対し、通常必要と認められる日数を見込み、増担保命令書(猶予様式第26号)により期限を指定して増担保の提供、保証人の変更、その他の担保を確保するために必要な行為(例えば、保険契約の更新等)をすべきことを命じ、担保の差換え等の処理を行うものとする。この場合における「担保では、納付の猶予に係る保険料等の納付を担保することができない」とは、おおむね次に掲げる事由があることにより、納付の猶予に係る保険料等の額を充足できないと認められるときをいう。

- a. 担保として提供された財産の価額が滅失その他の理由により減少したとき。

- b. 保証人について、所有財産の滅失その他の理由によりその資力が減少したとき。
 - c. 担保として提供された財産について、その後、所有権の帰属に関する訴えが提起された場合等で、担保の提供の効力に影響があると認められるとき。
 - d. 担保として提供された建物等に付されている保険契約が失効したとき。
 - e. 差押財産がある場合の担保の額の特例が適用された差押財産について、滅失その他の理由によりその価額が減少したとき。
- イ. 納付の猶予を受けた納付義務者から提供した担保の変更の申立てがあった場合には、新たに提供するものが担保として適格なものであり、かつ、変更することにつき徴収上弊害がないと認められるときは、その申立てを承認するものとする。この場合には、原則として、変更のため提供された担保の徴取手続を了した後に、既に徴取している担保の解除手続を行うものとする。
- ウ. 増担保の提供を受けた場合は、「担保徴取手続完了報告書」により地方厚生(支)局長に報告する。
- また、担保を変更した場合は、変更後の担保について「担保徴取手続完了報告書」により地方厚生(支)局長に報告するとともに、変更前の担保について解除依頼を併せて行う。

(5) 督促状の取扱い

納付の猶予の申請がなされた納付義務者に対し督促状が社会保険オンラインシステムにおいて作成された場合は、納付の猶予の結果が確定するまでは送付を行わないため引き抜きを行う。

督促状の対象となる保険料等については、指定期限を経過した後に滞納処分票が作成されるので、引き抜いた督促状とともにファイル等により管理する。

審査の結果、不許可となった場合については、督促状の再作成を行い、指定期限を設定のうえ速やかに送付を行うとともに滞納処分の認可申請を行う。

なお、納付の猶予の申請日以前に督促状が作成され送付されている場合には、特段の対応は必要がないものであること。

(6) 口座振替実施事業所の保険料等の口座振替の取扱い

年金事務所長は、納付の猶予を受けようとする月が複数月続くと見込まれる場合は、到来する保険料等の納期限に口座振替が行われることから、口座振替の辞退の届出を行うよう案内することとする。

また、必要に応じて金融機関に対し口座振替の緊急停止の手続きを行うこと。

VII 納付の猶予の取消し又は猶予期間の短縮

1. 猶予の取消し又は猶予期間の短縮の要件

地方厚生(支)局長は、納付の猶予を受けた者が次に該当する場合は、その猶予を取り消し又は猶予期間を短縮することができる。

- (1) 厚生年金保険法第85条、健康保険法第172条、船員保険法第62条ノ4並びに児童手当法第2

2条による繰上徴収をすべき事由が生じ、納付義務者が納付の猶予に係る保険料等を猶予期間内に完納することができないと認められるとき

(2) 年金事務所長の行った担保の変更等の命令に応じないとき

猶予に係る保険料等つき提供された担保について、年金事務所長が増担保の提供、保証人の変更等を命じた場合において、指定した期限までに増担保の提供、保証人の変更等がなされなかったときは、原則として、猶予の取消を行うものとする。

(3) 猶予期間中に新たに発生した保険料等が納期限までに納付されないとき。ただし、新たに発生した保険料等を納期限までに納付できなかったことについて、やむを得ない事情があると認められるとき、又は、猶予を受けている者がその滞納に係る保険料等を、概ね1か月以内に納付できると認められるときはこの限りではない。

(注1) 猶予期間中に新たに発生した保険料等が滞納となったときには、既になされている猶予が取消されないときに限り、猶予の対象とすることができる。この場合において、その滞納に係る保険料等が猶予の要件に該当するときは、既に猶予している保険料等と切り離し、別個の猶予として処理する。

(注2) 猶予期間中において、納付計画に従い分納することとした場合には、当該分納額の不履行のみを理由として通則法第49条第1項第2号の規定により取消しをすることはできないことに留意する。

(4) 前記(1)から(3)の場合のほか、納付の猶予を受けた者の財産の状況、その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

(注)「財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でない」とは、猶予期間内に資力が増加したことにより、改めて納付能力調査を行った結果、猶予した保険料等について納付可能な状態になったこと、違反行為により事業の免許を取り消されたこと等により、その猶予を継続することが適当でない場合をいう。

2. 猶予取消し又は猶予期間の短縮の手続き

(1) 弁明の聴取

年金事務所長は、上記1の(1)から(4)のいずれかに該当したことにより、納付の猶予を取消し、又は猶予期間を短縮することが適当と認められるときには、納付の猶予を受けている者に対し弁明の聴取を行い、猶予短縮取消依頼(猶予様式第23号又は24号)に弁明結果及び猶予取消し又は猶予期間の短縮に関する年金事務所長の所見(猶予様式第25号)を添付してブロック本部を経由して地方厚生(支)局長に報告を行うものとする。

ブロック本部は、年金事務所から送付された関係書類の内容確認を行うものとする。

なお、その者が、繰上徴収をすべき事由に該当したとき、正当な理由なくその弁明をしないときは、弁明を聴取することなく猶予取消し又は猶予期間の短縮をすることができる。

(注1) 「正当な理由なく弁明しない」とは、災害、病気による入院等納付の猶予を受けている者の責に帰さないやむを得ない事情がないのに弁明しない場合をいう。

(注2) 弁明は、口頭又は書面のいずれによってもよいが、口頭による場合には、その事蹟を明確に記録するもの

とする。

(2) 納付義務者等への通知

納付の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは通知書(猶予様式第9号又は第10号)がブロック本部を經由して年金事務所長に送付されるので、年金事務所長は、内容を確認し納付義務者に通知する。また、この通知は、保証人及び担保財産の権利者にも行う。

なお、年金事務所においては、当該通知書の写を作成し保管しておくこと。

(3) 猶予取消し又は猶予期間の短縮の効果

納付の猶予の取消し、又は猶予期間の短縮は、取消し等の事由が生じたことによって、将来に向かって又は短縮された期間後の猶予処分を撤回するものであるから、取消し等の効果は、猶予の始期までさかのぼるのではなく、取消し処分後(猶予期間の短縮にあつては、短縮された期間満了後)、その効力を生ずる。

(注1) 納付の猶予を取消した場合は、原則、取消し日以後の期間に対応する延滞金の納付義務は免除しないが、取消し時までの延滞金は全額又は一部を免除する。

(注2) 納付の猶予を取消した場合は、取消し時以降、当該取消しにかかる保険料等を直ちに徴収することができる。

(注3) 納付の猶予を取消した後の滞納処分にあつては、督促状を発していない月分については、これをした後でなければ差し押えをすることができない。

Ⅷ 納付の猶予の期間の延長(通常の納付の猶予及び届出が遅延したことによる納付の猶予に限る)

1. 猶予の期間の延長をする場合

猶予を受けている者は、下記(1)に掲げる猶予期間の延長の事由がある場合には、地方厚生(支)局長の許可を受けて猶予期間の延長をすることができる。

(1) 猶予期間の延長の事由

猶予を受けている者が、猶予期間内に猶予に係る保険料等を納付できなかった場合で、その納付ができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、猶予期間の延長をすることができる。

なお、「やむを得ない理由」とは、納付することができない理由が、猶予を受けている者の責に帰することのできない理由をいい、具体的には概ね次に掲げる場合をいう。

- ① 納付の猶予にあつての見込納付能力調査において、収入予定としていたものが、取引先等の都合により実現しなかったこと等により、推定した納付可能資金を下回ったために、納付資金の手当てができなかったと認められるとき。
- ② 納付の猶予にあつての見込納付能力調査において、予測していなかった事業の継続又は生活の維持上不可欠の支出があつたため、猶予に係る保険料等の納付ができなかったと認められるとき。
- ③ 納付の猶予にあつての納付能力調査の結果、猶予にかかる保険料等の完納までに1年を

越えると思込まれた場合において、納付の資力が、見込納付能力調査において推定したところと概ね同様の状態で推移していると認められるとき。

(2) 猶予期間の延長の申請

① 納付の猶予を受けている者が猶予期間の延長を申請しようとする場合には、猶予期間内に次の事項を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長申請書」(猶予様式第11号)を年金事務所長に提出し、ブロック本部を経由して地方厚生(支)局長に申請する。

申請書は、年金事務所長において内容の審査を行い、ブロック本部において内容確認を行うものとする。また、年金事務所においては、申請書の写しを作成し保管しておくこと。

- ア. 猶予期間の延長を受けようとする保険料等の年度、種別、納期限及び保険料等の金額
- イ. 猶予期間の延長を受けようとする理由及びその期間
- ウ. 猶予期間の延長を受けようとする期間中における納付計画
- エ. 提供しようとする担保の種類、数量及び所在、又は担保を提供することができない特別の事情など担保に関する事項

② 1年以内に完納が見込めないため猶予期間の最終日に完納予定としているものについては、猶予期間終了前おおむね1ヶ月以内に、年金事務所長は、適宜の方法で猶予を受けている者と接触し、延長の適否につき確認を行うものとする。

③ 年金事務所長は、猶予期間の延長の申請がなされたときには、別添の納付能力調査の結果を踏まえ、延長の申請に対する所見を見込み納付能力調査表に記入すること。

2. 延長期間

延長できる期間は、それぞれの猶予ごとに、既に猶予している期間と併せて2年を超えない期間とする。この場合における具体的な猶予の延長期間及び延長期間中における毎月の納付予定金額等については、見込納付能力調査を行い、その結果を基に定めるものとする。

3. 猶予期間の延長等の通知

(1) 猶予期間の延長許可の通知

猶予期間の延長を許可するときは、延長にかかる保険料等の年度、種類、納期限、保険料等の金額及び延長期間等を記載した、「厚生年金保険料等の納付の猶予延長許可通知書」(猶予様式第12号)がブロック本部を経由して年金事務所へ送付されるので、内容を確認し、オンラインシステムへの入力処理等必要な処理を行った上で納付義務者に通知する。なお、許可通知書は写を作成し保管しておくこと。

(2) 猶予期間の延長不許可の通知

納付期間の延長を認めないときは、「厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長不許可通知書」(猶予様式第13号)がブロック本部を経由して年金事務所へ送付されるので、内容を確認し、納付義務者に通知する。なお、不許可に係る通知書は写を作成し保管しておくこと。

Ⅸ 納付の猶予の期間満了後の事務処理

1. 督促状の発行

納付の猶予の期間満了までに、猶予した月分の保険料等の納付がなされない場合には、猶予期間経過後にオンライン入力処理により督促状を発行し、担保の処分又は滞納処分を行う。この場合、地方厚生(支)局長から滞納処分等の認可を受けてない月分の保険料等がある場合は事前に認可の承認を受ける必要があることに留意すること。

なお、既に督促状を送付している場合には、再度督促状を送付する必要はないこと。

2. 担保の処分

(1) 担保財産処分の要件

年金事務所長は、次に掲げる場合には、その担保として提供された財産を、滞納処分の例により処分してその保険料等及び当該財産の処分費に充て又は保証人にその保険料等を納付させるものとする。

- ① 納付の猶予を受けた者が、その猶予に係る保険料等をその猶予の期限までに納付しないとき
- ② 担保が提供されている保険料等について、納付の猶予を取り消したとき

(2) 担保財産の処分

担保財産の処分は、国税徴収法第5章(滞納処分)に規定する滞納処分手続その他滞納処分に適用される法令の定めるところにより行うものとする。

この取扱いにあたっては、次の事項に留意する。

- ① 担保財産の処分は、担保財産を差押えることにより行う。ただし、督促状を発行していない月分がある場合には、歳入徴収官に対し発行に係る確認依頼を行うとともに、地方厚生(支)局長に対し滞納処分の認可申請を行う。督促状の指定期限までに納付がなされない場合には速やかに差押えを執行する。

この場合、供託した有価証券については、供託規則の定めるところにより還付を受けた後、差押えを行い、換価手続又は債権取立手続をとるものとする。

- ② 抵当権の設定登記後、滞納者から第三者に担保財産が移転している場合又は、その担保財産の所有権が第三者にある財産を物上保証とした場合の滞納処分の例による差押えは、その所有権者である第三者を相手方として行う。

この場合、滞納者の担保財産と第三者の担保財産とがある場合には、第三者の担保財産の処分は、滞納者の担保財産の処分をした後に行う。

- ③ 滞納処分の充当において、「滞納処分費」とは、担保財産を処分する場合の差押手続及び換価手続又は債権取立手続に関して要した費用をいう。

(3) 納付義務者の他の財産の処分

年金事務所長は、差押えによって担保の処分をするときは、担保として提供された財産の処分の代金を徴収すべき保険料等及びその処分費に充ててもなお不足があると認めるときは、滞納者の

他の財産について滞納処分を執行する。

(4) 保証人からの徴収手続き

納付の猶予の担保として保証人がある場合において、その保証人に、その担保されている保険料等を納付させる場合は、次による。

- ① 歳入徴収官は、保証人に対し「納付通知書」(猶予様式第14号)による告知をする。この納付通知書には、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載するが、納付の期限は、当該通知書を発する日の翌日から起算して、1月を経過する日とする。

(注1) 納付通知書を送付するときは、納付書(保証人あてとし、保証人の住所・氏名を記載し、滞納者の保険料等である旨を明記する。)を添付することとし、当該納付書により納付させる。

(注2) 納付通知書による告知の事務は、歳入徴収官の確認を経て年金事務所長が行う。

(注3) 納付義務者に対して、「保証人に関する通知書」(猶予様式第15号)を送付する。

- ② 歳入徴収官は、保証人がその納付すべき保険料等を納付通知書の指定した納期限までに完納しないときは、繰上げ徴収をする場合を除き、その保証人に対して、「納付催告書」(猶予様式第16号)により、支払期限(10日を経過した日)を記載して、その納付を督促する。この場合の納付催告書は、納付通知書の納付期限から50日以内に発する。

(注) 納付催告書による催告の事務は、歳入徴収官の確認を経て年金事務所長が行う。

- ③ 年金事務所長の申請手続

年金事務所長は、保証人に対し納入の告知又は納付の催告を行う際は、機構本部を経由して、歳入徴収官に対し、納付通知書又は納付催告書の発行を依頼する。

(5) 保証人に対する滞納処分

年金事務所長は、保証人が納付すべき金額について納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納せず、かつ、滞納者の財産について滞納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、地方厚生(支)局長による滞納処分等の認可を受けただうえで、保証人に対して滞納処分(交付要求及び参加差押を含む。)を執行するものとする。この場合、保証人に対する滞納処分票を作成し管理するものとする。

また、保証人に保険料等を納付させる場合において、納付の猶予の要件に該当するときは、納付義務者に準じて納付の猶予を申請することができる。

なお、保証人に繰上徴収を行うことができる要件に該当する事由が生じたときは、同様に繰上徴収をすることができる。保証人についても納付委託の方法により納付させることができる。

(注) 「滞納処分を執行してもなお不足があると認めるとき」とは、保証人に対して滞納処分を執行しようとするとき、納付義務者に帰属する財産で滞納処分により徴収できるものの価額が、納付義務者の有する保険料等の総額に満たないと認めることをいう。

(6) 保証人の財産の換価の制限

保証人に対して滞納処分を執行する場合には、年金事務所長は、納付義務者の財産を換価に付した後でなければ、その保証人の財産を換価に付すことができない。

なお、この取扱いにあたっては、次に留意すること。

- ① 保証人の財産の売却決定は、納付義務者の財産を公売した日(随意契約により売却する場合には、その売却をする日)の翌日以降に行う。ただし、保証人の財産の価額が著しく減少する恐れがあるとき(不相応な多額の保存費を要するときを含む)は、この限りではない。
- ② 第三者に帰属する担保財産がある場合における保証人の財産の換価は、なるべく、その担保財産を換価に付した後に行う。
- ③ 債権の取立てについては、保証人の財産の換価の制限は適用されない。

3. 担保の解除

(1) 解除の要件

担保の解除は、おおむね次に掲げる要件のいずれか一に該当する場合に行う。

- ① 納付の猶予に係る保険料等の一部の納付、充当、更正等によりその全額が消滅したとき。
- ② 担保の変更を命じ、又は担保の変更の承認をしたことにより、変更に係る担保の提供を受けたとき。
- ③ 納付の猶予に係る保険料等の一部の納付、充当、更正等又は猶予保険料等に係る差押財産がある場合で差押財産の価額の騰貴等があったことにより担保を引き続き提供させておく必要がなくなったと認められるとき。

(2) 解除の手続

① 解除の手続

年金事務所長は担保の解除を行う必要がある場合は、担保解除依頼(猶予様式第28号)に必要書類を添付のうえ、ブロック本部を経由して地方厚生(支)局長に依頼する。

② 解除の通知等

担保の解除は、担保を提供した納付義務者に対し、その旨を担保解除通知書(猶予様式第27号)により通知することによって行う。この場合においては、担保の種類に応じ、次の処理をしなければならないことに留意する。

ア 国債、地方債、社債及びその他の有価証券

a 国債、地方債及び年金事務所長において确实と認めた社債その他の有価証券(登録国債等を除く。)の場合

保管中の供託書正本に供託原因が消滅した旨の証明書(猶予様式第29号)を添えて、納付義務者に返還する。

b 登録国債及び社債等登録法の規定により登録した社債等の場合

保管中の登録国債担保権登録済通知書又は担保権登録済証に担保原因が消滅した旨の証明書(猶予様式第30号)をそれぞれ添えて担保を提供した納付義務者に返還する。

イ 不動産等

年金事務所長において抵当権設定登記の抹消登記を関係機関に囑託する。

また、保険金請求権に対して質権を設定している場合には、保管中の保険契約書等に担

保原因が消滅した旨の通知書(猶予様式第31号)を添えて納付義務者に返還する。

なお、担保を解除する旨の通知は、抵当権設定登記の抹消登記がされたことを確認した後に行うものとする。

ウ 保証人の保証

保管中の納付保証書を納付義務者に返還する。

(3) 担保受領書の徴取

担保を提供した納付義務者に担保(当該担保に関して提供されている書類を含む。)を返還するときは、その正当受領者であることを確認した上担保受領書(猶予様式第32号)を徴取し、これと引換えに当該担保を返還する。ただし、返還すべき担保が保証人の保証である場合には、書留郵便をもって納付保証書を納付義務者に送付し、当該書留郵便物受領書をもって担保受領書に代えることができる。

なお、担保を返還したときは、担保整理簿にその旨を記載する。

X 延滞金の免除

納付の猶予をした場合には、通則法第63条の規定により、猶予された期間に対応する延滞金の納付義務の全部又は一部について、免除が行われる。

1. 通則法第46条第1項、第2項第1号、第2号若しくは第5号(前記Ⅲの1の(3)の⑤のアからエに限る。)の規定による納付の猶予

(1) 免除対象期間

当該猶予した期間。ただし、当該猶予をした期間中に猶予の取消しの原因となる事実が発生した場合には、その事実が発生した日以後の期間を除くものとする。

なお、猶予該当事実が猶予期間の始期前にあるときは、当該事実の発生した日(その日が納期限前であるときは、納期限)の翌日から起算し猶予期間の始期の前日までの日数を上記の期間に算入して差し支えない。ただし、その通算した期間は、2年を超えることはできない。

また、督促を行っていない保険料等については、延滞金の納付義務は生じないことに留意すること。

(2) 免除金額

当該猶予に係る保険料等の延滞金のうち、前記(1)の免除対象期間に対応する部分の延滞金の金額の全額とする。

2. 通則法第46条第2項第3号、第4号、第5号(前記Ⅲの1(3)の⑤のオに限る。)又は第3項の規定による納付の猶予

(1) 免除対象期間

当該納付猶予をした期間のうち、納期限の翌日から起算して3月を経過する日後の期間。

ただし、当該猶予した期間中に猶予の取消の原因となる事実が発生した場合には、その事実が発生した日以降の期間を除くものとする。

また、督促を行っていない保険料等については、延滞金の納付義務は生じないことに留意すること。

(2) 免除金額

当該猶予に係る保険料等の延滞金のうち、前記(1)の免除対象期間に対応する部分の延滞金の金額の2分の1に相当する金額とする。

申請様式等

- 猶予様式第 1-1号 厚生年金保険料等の納付の猶予申請書(1項)
- 猶予様式第 1-1号別紙 被災明細書(法人事業所用)
- 猶予様式第 1-1号別紙 被災明細書(個人事業所用)
- 猶予様式第 1-2号 厚生年金保険料等の納付の猶予申請書(2項、3項)
- 猶予様式第 2-1号 厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書(1項)
- 猶予様式第 2-2号 厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書(2項、3項)
- 猶予様式第 3-1号 厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書(1項)
- 猶予様式第 3-2号 厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書(2項、3項)
- 猶予様式第 4号 納付の猶予整理簿
- 猶予様式第 5号 担保整理簿
- 猶予様式第 6号 担保徴取手続完了報告書
- 猶予様式第 7号 担保提供書
- 猶予様式第 8号 納付保証書
- 猶予様式第 9号 厚生年金保険料等の納付の猶予取消通知書
- 猶予様式第10号 厚生年金保険料等の納付の猶予期間短縮通知書
- 猶予様式第11号 厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長申請書
- 猶予様式第12号 厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長許可通知書
- 猶予様式第13号 厚生年金保険料等の納付の猶予期間延長不許可通知書
- 猶予様式第14号 納付通知書
- 猶予様式第15号 保証人に関する通知書
- 猶予様式第16号 納付催告書
- 猶予様式第17号 抵当権設定登記承諾書
- 猶予様式第18号 登記原因証明情報(登記用)

猶予様式第19号 登記原因証明情報(抹消用)

猶予様式第20号 登記嘱託書(抵当権設定用)

猶予様式第20号別紙 滞納目録

猶予様式第21号 登記嘱託書(抵当権抹消用)

猶予様式第22号 登記原因証明発行依頼(抹消登記用)

猶予様式第23号 厚生年金保険料等の納付の猶予取消依頼

猶予様式第24号 厚生年金保険料等の納付の猶予短縮依頼

猶予様式第25号 猶予取消し又は猶予期間の短縮に係る弁明結果及び所長所見

猶予様式第26号 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る増担保命令書

猶予様式第27号 担保解除通知書

猶予様式第28号 厚生年金保険料等の納付の猶予に係る担保解除依頼

猶予様式第29号 供託原因消滅証明書

猶予様式第30号 担保原因消滅証明書

猶予様式第31号 質権消滅通知書

猶予様式第32号 担保受領書